

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所 北海道登別市富浦町223番地1

氏 名 株式会社アールアンドイー 代表取締役 伊藤 淳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日 令和7年(2025年)11月1日

許可の有効年月日 令和10年(2028年)8月27日

1. 事業の範囲

埋立(燃え殻、汚泥(含水率85パーセント以下のものに限る。)、廃油(タールピッチ類に限る。)、
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず(おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、
ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、
破碎(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)、
再生骨材等の製造(破碎・選別(がれき類))、
分級選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)、
加炭材・フォーミング抑制剤・RPFの製造(破碎・選別・圧縮(燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、ばいじん))。以下余白。

2. 事業の用に供するすべての施設(1/3)

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場
設置場所 登別市富浦町222番1、223番1、223番5、
223番13、登別市札内町387番
設置年月日 平成17年(2005年)5月20日
処理能力 33,844 m³、406,352 m³
許可年月日 平成16年(2004年)12月13日
許可番号 胆環生第2225-2号

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場
設置場所 登別市富浦町220番3、221番1、222番1
設置年月日 平成23年(2011年)3月24日
処理能力 21,059 m³、240,396 m³
許可年月日 平成21年(2009年)4月9日
許可番号 胆環生第100号

施設の種類 安定型最終処分場
設置場所 登別市札内町373番6
設置年月日 平成28年(2016年)3月25日
処理能力 19,535 m³、167,000 m³
許可年月日 平成27年(2015年)9月7日
許可番号 胆環生第1703号

施設の種類 安定型最終処分場及び管理型最終処分場
設置場所 登別市富浦町223番5、登別市札内町373番5、373
番8、387番、465番2
設置年月日 平成29年(2017年)12月27日
処理能力 22,821 m³、213,700 m³
許可年月日 平成27年(2015年)9月7日
許可番号 胆環生第1704号

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類の破碎施設
設置場所 北広島市大曲工業団地4丁目4番2
設置年月日 平成20年(2008年)9月18日
処理能力 232t/日(8時間)、29t/時間
許可年月日 平成20年(2008年)9月10日
許可番号 石環生第2525号

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 登別市富浦町223番1
設置年月日 平成26年(2014年)5月27日
処理能力 352t/日(8時間)、44t/時間
許可年月日 平成26年(2014年)2月8日
許可番号 胆環生第926-3号

2. 事業の用に供するすべての施設 (2/3)

施設の種類 木くずの破碎施設
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2
設置年月日 平成 27 年(2015 年) 4 月 28 日
処理能力 100t/日 (8 時間)、12.5t/時間
許可年月日 平成 27 年(2015 年) 2 月 3 日
許可番号 石環生第 4359 号

施設の種類 がれき類の破碎施設
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 平成 28 年(2016 年) 12 月 6 日
処理能力 1,112t/日 (8 時間)、139t/時間
許可年月日 平成 28 年(2016 年) 11 月 10 日
許可番号 胆環生第 1085-2 号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くずの破碎施設
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 平成 30 年(2018 年) 10 月 11 日
処理能力
(廃プラスチック類)
45.6t/日 (8 時間)、5.7t/時間
(木くず)
71.2t/日 (8 時間)、8.9t/時間
許可年月日 平成 30 年(2018 年) 9 月 29 日
許可番号 胆環生第 425-3 号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くずの破碎施設
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 令和 2 年(2020 年) 6 月 10 日
処理能力
(廃プラスチック類)
75.92t/日 (8 時間)、9.49t/時間
(木くず)
74.56t/日 (8 時間)、9.32t/時間
許可年月日 令和 2 年(2020 年) 3 月 18 日
許可番号 胆環生第 1715-3 号

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くずの破碎施設
設置場所 登別市札内町 373 番 6、373 番 8
設置年月日 令和 3 年(2021 年) 4 月 13 日
処理能力
(廃プラスチック類)
3.28t/日 (8 時間)、0.41t/時間
(木くず)
3.20t/日 (8 時間)、0.40t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類の分級選別施設
設置場所 登別市富浦町 221 番 1
設置年月日 平成 23 年(2011 年) 9 月 28 日
処理能力 55.7t/日 (8 時間)、6.96t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
がれき類の分級選別施設
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 平成 27 年(2015 年) 3 月 30 日
処理能力 1,600t/日 (8 時間)、200t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設

設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 平成 30 年(2018 年) 10 月 31 日
処理能力 1,600t/日 (8 時間)、200t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設

設置場所 登別市富浦町 223 番 1
設置年月日 令和 2 年(2020 年) 6 月 10 日
処理能力 124.8t/日 (8 時間)、15.6t/時間

施設の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類の分級選別施設

設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2
設置年月日 令和 5 年(2023 年) 10 月 3 日
処理能力 1840t/日 (8 時間)、230t/時間

施設の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び
陶磁器くず、鋳さい、ばいじんの
破碎・選別・圧縮施設

設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 1
設置年月日 令和 7 年(2025 年) 3 月 14 日
処理能力

(廃プラスチック類)
14.40t/日 (24 時間)、0.60t/時間
(木くず)

22.56t/日 (24 時間)、0.94t/時間
許可年月日 令和 6 年(2024 年) 11 月 19 日
許可番号 石環生第 3765 号 (破碎のみ)

施設の種類 保管場所 1
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 318.5 m²
種類

・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 265.4 m³
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所 2
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 1,600 m²
種類

・がれき類。
保管上限 5,333 m³
高さ 10.0m

2. 事業の用に供するすべての施設 (3 / 3)

施設の種類 保管場所 3
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 225 m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず。
保管上限 281 m³
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 4
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 1
面積 400 m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 373 m³
高さ 2.8m

施設の種類 保管場所 5
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2
面積 225 m²
種類
・がれき類。
保管上限 281 m³
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 6
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2
面積 61 m²
種類
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。
保管上限 58 m³
高さ 2.7m

施設の種類 保管場所 7
設置場所 登別市富浦町 221 番 1
面積 35.1 m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 20.9 m³
高さ 1.2m

施設の種類 保管場所 8
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 2
面積 400 m²
種類
・木くず。
保管上限 666.7 m³
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所 9
設置場所 北広島市大曲工業団地 4 丁目 4 番 1
面積 47 m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 53 m³
高さ 1.5m

施設の種類 保管場所 10
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 225 m²
種類
・木くず。
保管上限 281.3 m³
高さ 3.75m

施設の種類 保管場所 11
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 180 m²
種類
・木くず。
保管上限 153.3 m³
高さ 2.5m

施設の種類 保管場所 12
設置場所 登別市富浦町 223 番 1、223 番 5
面積 282.2 m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 381.7 m³
高さ 3.56m

施設の種類 保管場所 13
設置場所 登別市富浦町 223 番 1
面積 49 m²
種類
・廃プラスチック類。
保管上限 28.58 m³
高さ 1.75m

施設の種類 保管場所 14
設置場所 北広島市大曲工業団地 4-4-2
面積 600 m²
種類
・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。
保管上限 1000 m³
高さ 5.0m

施設の種類 保管場所 15
設置場所 北広島市大曲工業団地 4-4-1
面積 100 m²
種類
・燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、
繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、
鉱さい、ばいじん。
保管上限 158.6 m³



許可番号 第00140098348号
許可業者の名称 株式会社アールアンドイー

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年(2002年)9月14日 変更許可(埋立(燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん)、焼却(木くず)、再生骨材等の製造(破碎・選別(がれき類))、浮遊選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)

平成14年(2002年)12月9日 事業の一部廃止届出(焼却(木くず)の削除。)

平成16年(2004年)4月16日 変更許可(破碎(木くず)の追加。)

平成19年(2007年)9月28日 更新時変更許可(埋立(廃油(タールピッチ類に限る。))、圧縮(廃プラスチック類、紙くず)の追加。)

平成20年(2008年)10月30日 変更許可(破碎(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)

平成22年(2010年)12月2日 変更許可(破碎(廃プラスチック類)の追加。)

平成23年(2011年)11月12日 変更許可(分級選別(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)の追加。)

平成24年(2012年)10月13日 変更許可(埋立(産業廃棄物を処分するために処理したもの)の追加。)

平成26年(2014年)10月15日 許可の更新

平成28年(2016年)1月8日 変更許可(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらは廃石膏ボードに限る。))の追加。)

平成30年(2018年)12月1日 変更許可(破碎(紙くず、繊維くず、金属くず)の追加。)

令和2年(2020年)6月15日 事業の一部廃止届出(破碎・分離(紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(これらは廃石膏ボードに限る。))の削除。)

令和3年(2021年)9月22日 許可の更新

令和7年(2025年)2月28日 事業の一部廃止届出(圧縮(廃プラスチック類、紙くず)の削除。)

令和7年(2025年)3月20日 変更許可(加炭材・フォーミング抑制剤・RPFの製造(破碎・選別・圧縮(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)の追加。)

令和7年(2025年)11月1日 変更許可(加炭材・フォーミング抑制剤・RPFの製造(破碎・選別・圧縮(燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん))の追加。)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

(有) ・ 無

